

令和3年2月臨時会

# 横芝光町議会会議録

令和3年 2月3日 開会

令和3年 2月3日 閉会

横芝光町議会

# 令和3年2月横芝光町議会臨時会会議録目次

## 第 1 号 (2月3日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	4
議案第1号の上程、説明	4
議案第1号審議(質疑・討論・採決)	10
閉会の宣告	15
署名議員	17

2 月 臨 時 会

(第 1 号)

# 令和3年2月横芝光町議会臨時会

## 議事日程(第1号)

令和3年2月3日(水曜日)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第1号について(町長提案理由説明)

日程第 5 議案第1号審議(質疑・討論・採決)

令和2年度横芝光町一般会計補正予算(第6号)について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(16名)

1番	小倉弘業君	2番	森川貴恵君
3番	印東彦治君	4番	秋鹿幹夫君
5番	宮菌博香君	6番	山崎義貞君
7番	越川一雄君	8番	庄内賢一君
9番	鈴木和彦君	10番	鈴木輝男君
11番	川島仁君	12番	川島富士子君
13番	鈴木克征君	14番	鈴木唯夫君
15番	八角健一君	16番	川島勝美君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 佐藤晴彦君 副町長 山田智志君

総務課長 林 雅弘 君  
産業課長 及川 雅一 君  
教育長 押尾 良晴 君

財政課長 椎名 雄一 君  
健康こども長 萩原 浩己 君

---

職務のため出席した者の職氏名

局長 市原 通雄

書記 齋藤 美紀

---

### ◎開会の宣告

○議長（鈴木克征君） おはようございます。

開会に先立ち、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は16名全員です。

よって、本日の会議は成立いたしました。

これより令和3年2月横芝光町議会臨時会を開会します。

なお、議会事務局職員などによる議場内の写真撮影を許可しましたので、あらかじめご了承ください。

(午前 9時59分)

---

### ◎開議の宣告

○議長（鈴木克征君） 本日の会議を開きます。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木克征君） ただいまより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、

1 2 番議員 川 島 富士子 議員

3 番議員 印 東 彦 治 議員

を指名します。

---

### ◎会期決定の件

○議長（鈴木克征君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定しました。

---

## ◎諸般の報告

○議長（鈴木克征君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したので、ご報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

---

## ◎議案第1号の上程、説明

○議長（鈴木克征君） 日程第4、議案第1号 令和2年度横芝光町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

本日ここに、令和3年2月横芝光町議会臨時会をお願い申し上げましたところ、議員各位には時節柄ご多忙の折にもかかわらず、ご参集いただき誠にありがとうございます。

また、平素より、町の各種事業の推進に当たり、格別なるご高配とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由について、ご説明申し上げます。

まず、町の新型コロナウイルスワクチン接種体制の概要をご説明申し上げ、詳細につきましては補正予算説明の中で担当課長から説明を加えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種につきましては、町民への円滑な接種を実施するため、国の主導の下、必要な財政措置を行い、町が接種事務を実施し、県は広域的な観点から必要な調整を担うこととされております。

町のワクチン接種体制整備につきましては、本年1月25日付で「新型コロナウイルスワクチン接種対策室」を健康こども課内に設置し、室長以下7名に会計年度任用職員等を配置し、さらには、2月1日付で、副町長をリーダーとする課長級職員7名を含む8名体制で、「新型コロナウイルスワクチン接種プロジェクトチーム」を設置し、ワクチン接種に係る効率的な実施体制を構築いたしました。

現時点において、国からのワクチン供給時期の具体的な指示はない状況であることから、

国、県の動向を注視しながら対応を進めることとしており、必要に応じて議会にも相談しながら進めてまいります。

ワクチン接種対象でございますが、当町に住民登録をされている町民の皆様となります。

ワクチン接種順位としては、現時点で示されておりますのは、1番目として医療従事者の皆様で、これは、千葉県が対応をいたします。

2番目としては、65歳以上の高齢者の皆様で、3月下旬から接種開始とのことでありますが、ワクチンの供給時期が確定した時点で接種時期の変更が見込まれております。

3番目としては、①基礎疾患を有する皆様、②高齢者施設等の従事者の皆様と、③60歳から64歳までの皆様で、4月以降の接種開始が見込まれております。

4番目として、当面16歳以上の皆様とされておりますが、16歳未満の皆様につきましては、国で現在、ワクチン接種について検討中とのことであり、方針が決定次第、ご案内することとなります。

予算措置につきましては、今回提案いたします補正予算案では、ワクチン接種体制整備に係る経費を中心として、1,736万1,000円を追加し、令和3年度当初予算において、本格的なワクチン接種経費を計上させていただきたいと考えております。

当町では、町内6医療機関及び集団接種業務を受託可能な医療機関の協力を得ながら、個別接種と集団接種を組み合わせるワクチン接種体制を構築することを想定しております。

なお、管轄する医師会との調整はこれからでございますが、医療機関のご協力をいただきながらワクチン接種体制を構築したいと考えております。

いずれにいたしましても、今後、随時、国や県からの指示があることとしますので、周辺自治体や関係機関との連携を密にしながら対応してまいりますので、議員の皆様におかれましてもご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、提案理由についてご説明申し上げます。

お手元の令和3年2月横芝光町議会臨時会提案理由説明書をご覧ください。

議案第1号 令和2年度横芝光町一般会計補正予算（第6号）についてでございますが、本案は、新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保、医療従事者及び高齢者へのワクチン接種の実施に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ、1,736万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145億7,333万4,000円とすべく提案したものであります。

以上、このたび、提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げましたが、



詳細につきましては、担当課長から説明を加えさせていただきますので、よろしくご審議いただき、可決、承認賜りますようお願い申し上げます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、担当課長の説明を求めます。

議案第1号について、財政課長。

〔財政課長 椎名雄一君登壇〕

○財政課長（椎名雄一君） 議案第1号 令和2年度横芝光町一般会計補正予算（第6号）についてご説明します。

一般会計補正予算書をご用意いたします。

令和2年度横芝光町一般会計補正予算（第6号）は、第1条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,736万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145億7,333万4,000円とし、第2条で繰越明許費の設定を、第3条で債務負担行為の補正を行うとするものです。

次のページをお願いします。

2ページ、3ページは、第1表、歳入歳出予算補正です。内容につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

4ページをお願いします。

第2表は繰越明許費で、本補正予算に計上いたしました新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、全額国費で賄われる予定となっておりますが、計上した事業のうち、年度内に支出を終わらない見込みのある予算につきまして、財源とともに翌年度に繰り越し使用することができるよう、繰越明許費を設定させていただくもので、金額は698万5,000円です。

ここに記載はありませんが、内容は大きく3つに分かれまして、1つ目はワクチン接種に係る消耗品費及び備品購入費で203万7,000円。これはワクチン接種に係る消耗品及び備品の発注が全国一斉に行われることから、在庫切れにより年度内に全てが納品されないおそれがあるため、繰越明許費を設定させていただくものです。

2つ目は町内在住の医療従事者に係るワクチン接種費用で、321万4,000円です。医療従事者につきましては、接種順位が最上位で早期に実施する予定となっておりますが、今のところ接種スケジュールが国から示されていないことから、仮に翌年度にずれ込んだ場合でも実施できるようにするものです。

3つ目は、65歳以上の接種希望者に係る接種費用で、173万3,000円です。接種順位2位の65歳以上の方への接種につきましては、3月下旬に開始できるものとして今補正予算に計上いたしました。開始時期が4月にずれ込んだ場合でも実施できるよう、繰越明許費を設定するものです。

なお、繰越明許費の合計額698万5,000円は、繰越しできる上限額を示すもので、年度内の事業進捗状況によっては繰り越さないこともあり得ます。

次に、第3表、債務負担行為補正であります。記載の3つの事項につきまして、事業を効率よく円滑に進めるため、今年度中に来年度分の契約をすることができるよう、債務負担行為を追加させていただくものです。

1つ目の新型コロナウイルスワクチン接種体制整備業務委託は、コールセンターに係る業務委託です。プラム内に設置するコールセンターにて、ワクチン接種の案内、予約受付、データ入力等を行う人材を確保するため、人材派遣会社へ3名の派遣を委託するものです。令和3年度は、4月から12月までの9か月間の委託で1,123万3,000円を計上しました。

2つ目の新型コロナウイルスワクチン接種委託（集団接種分）は、民間医療機関へ委託して実施する集団接種費用2,545万6,000円で、令和3年度実施分として、接種回数1万800件と見込み、計上しました。

新型コロナウイルスワクチンの接種対象者は、当面16歳以上となっておりますが、15歳以下が対象となった場合でも即座に対応できるよう、全町民を接種対象とし、接種率を70%と見込み、計画しております。

1人2回の接種が必要となりますので、全体の接種回数は人口の2倍である約4万6,700回に、接種率70%を掛けた3万2,700回となります。これを個別接種、町内医師による集団接種、民間医療機関への委託による集団接種の併用により実施する予定であります。

このうち、民間医療機関による集団接種の回数を1万1,200回と想定、この1万1,200回のうち、今年度実施分として400回を今補正予算に計上しておりますので、残り1万800回分が先ほどご説明した令和3年度実施分の債務負担行為となります。

補正予算書に戻りまして、債務負担行為の3つ目、新型コロナウイルスワクチン接種会場運営委託は、集団接種実施時、接種会場での受付や案内、消毒作業といった業務を委託するもので、令和3年度実施分として1,580万1,000円を計上いたしました。

次のページ、5ページから7ページまでは、事項別明細書の総括ですので、後ほどご確認をお願いいたします。

それでは、歳入歳出の内容につきましてご説明申し上げます。

8 ページをお願いします。

初めに歳入です。15款 1 項 2 目衛生費国庫負担金、1 節保健衛生費負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金は、ワクチン接種委託費用に対する国負担金で、接種回数 1 回につき2,277円を上限に交付されるもので、今年度当町で実施するワクチン接種回数を医療従事者分で1,402回、65歳以上分で490回、合計1,892回と見込み、430万9,000円を計上いたしました。なお、ワクチン代につきましては、国が確保、供給するため、接種費用には含まれません。

続きまして、15款 2 項 3 目衛生費国庫補助金、2 節保健衛生費補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金は、ワクチンの接種体制を確保するため、システム改修や接種券の発行、郵送代、予約受付業務委託等に係る事業費に対する補助金で、補助率は10分の10です。

国は先ほどの負担金とこの補助金により、自治体に発生する接種にかかる費用を全額負担することとしていることから、今補正予算で計上いたしました歳出予算の総額から、先ほどの負担金額を差し引いた額、1,305万2,000円を計上いたしました。

9 ページをお願いいたします。

続いて歳出です。4 款 1 項 2 目予防費に、新たに新型コロナウイルスワクチン接種事業として1,736万1,000円を計上するものです。

1 節報酬の一般職報酬は、ワクチン接種予約の入力や受付業務、案内業務などを行う会計年度任用職員 1 名分の報酬で、3 月ひと月分で16万5,000円の計上です。

2 節給料の一般職給料は、相談業務にも対応できる看護師 1 名を任期付短時間職員として採用することによる 3 月分の給料16万8,000円です。

3 節職員手当の通勤手当は、任期付短時間職員に係る通勤手当5,000円です。

8 節旅費の費用弁償は、会計年度任用職員への通勤費用5,000円の支払い分です。

10 節需用費の消耗品費は、65歳以上の方へ送る案内通知や、接種時受付用の用紙代と、集団接種時に使用する消毒用品や舌圧子、シリンジ、注射針といった資材、そのほかワクチン管理用の保冷剤、感染症予防対策としての手袋、マスク、ガウン、消毒液や救急医薬品の購入費用で159万4,000円。次の印刷製本費は、65歳以上の方へ送る案内通知用の封筒と予診票のほか、再発行用接種券や再発行接種券用封筒の印刷代48万5,000円です。

11 節役務費の通信運搬費は、65歳以上の方へ送る案内通知、接種券、予診票の郵送代のほ

か、接種予約や相談用としてプラムに電話回線2回線を増設する費用と3月分の電話料、合わせまして225万8,000円。

次の手数料は、国保連へ支払う事務手数料で、住民が住所地内の医療機関で接種を受けた場合、医療機関は市町村に接種費用を請求し、市町村は医療機関へ接種費用を支払うこととなりますので、手数料は発生しませんが、住民が住所地以外の医療機関で接種を受けた場合、医療機関との費用請求、支払事務を国保連が代行することとなり、市町村は国保連へ接種費用のほか、事務手数料として1件当たり300円を支払うこととなるもので、今補正予算では町内在住の医療従事者が町外の医療機関で接種する件数を70件と見込み、2万1,000円を計上いたしました。

続きまして、12節委託料の健康管理システム改修委託料は、既存のシステムに接種券出力機能、接種結果管理機能及び集計、統計機能を追加するための改修費用99万円と、新たにワクチン接種予約システムを導入するための経費165万円、合わせて264万円です。

次の新型コロナウイルスワクチン接種券作成業務委託料は、3月12日までに送付することとなっている65歳以上の方への接種券8,982人分の印刷業務委託料で181万3,000円、次の新型コロナウイルスワクチン接種体制整備業務委託料は、債務負担行為のところでご説明いたしましたコールセンターに係る3名の人材派遣業務委託料で、3月ひと月分で141万2,000円の計上です。

次の新型コロナウイルスワクチン接種委託料は、内訳といたしまして個別接種分で339万8,000円、集団接種分で94万3,000円、合わせまして434万1,000円を計上させていただきました。個別接種は医療従事者701人分で、1人2回の接種で1,402回と、65歳以上の接種希望者のうち90人の1回分を見込み、計上いたしました。

なお、医療従事者数は、総人口の3%で見込むよう国から算定方式が示されていることから、これに基づき推計しております。65歳以上の90人につきましては、3月下旬の3日間、1日当たり30人の接種を見込み、算出いたしました。

集団接種につきましては、65歳以上の接種希望者を対象に、3月下旬の2日間、1日当たり200人の接種を見込み、合計400回分の接種費用に加えまして、別途看護師2名を確保するための委託料を見込み、計上したものです。

次の新型コロナウイルスワクチン接種会場運営委託料は、債務負担行為のところでご説明いたしました集団接種実施時、接種会場での受付や案内、消毒作業といった業務の委託分で、58万6,000円の計上です。

17節備品購入費は、ワクチン管理用クーラーボックス1個、ワクチン注射針等移動用ワゴン2台、接種会場間仕切り用パーティション13台、救急蘇生セット1組、酸素ボンベ1組、ノートパソコン3台とプリンター1台の購入費用で、合計で186万8,000円です。

次のページ、10ページから14ページまでは給与費明細書、16ページは今補正予算で追加した債務負担行為に係る当該年度以降の支出予定額等に関する調書ですので、後ほどご確認をお願いいたします。

以上、令和2年度横芝光町一般会計補正予算（第6号）の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔財政課長 椎名雄一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 以上で、執行部からの提案理由説明を終わります。

---

#### ◎議案第1号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第5、議案第1号 令和2年度横芝光町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） それでは、1点だけ質問させていただきます。

9ページ、歳出であります。2節の給料の16万8,000円ですけれども、ただいま財政課長の説明ですと、相談件数、そういうものに基づきまして、フルタイムではないんだけれども、保健師1名を1か月分雇うということで計上したものだということでありました。

それで、この辺採用するに当たっては、今、現勢力が現有の中で、保健師も、看護師も、健康こども課としては複数抱えていると思います。そして、このコロナ禍によって事業等もなくなっているものもあると思います。

ですから、フルタイムでなければ、そういうものまで考慮した中でこういう予算計上をしてきているのか、現有の中で対応できるのであれば十分対応できるということじゃないのかなと思います。

といいますのは、これがまた新年度の予算になれば、今度は1か月分でありますけれども、新年度になれば、またしょうがないからこういうような形で給料のほうを持っていくというようなことにもなりかねない。そうすると、私が常に言っているように、こういうところか

から見直していかなかったら、経常経費の削減等はできないような状況になってきておりますので、そういうものを踏まえた中で、十分この件について予算計上してきてあるのかどうか、その辺について再度確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） 今、宮菌議員のほうから、2節給料ですが、こちらのほうは看護職についての短期の職で計上させていただきました。

今現在もコロナ禍による、今もただいまも住民健診等を健康こども課で行っておりますが、現在に至ってもそういう感染防止対策を取りながら現事業を実施しております。さらに、こちらはコロナウイルスの接種に対しての看護職として対応すべく、予算計上をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） ちょっと今の説明だと、採用しなければ対応できないのかどうか、その辺のところは全然見えてこないんですけども、その辺についていかがなものか。

それと、逆にもうコロナというのは、これはもう去年の1月からで、もう第3波を迎えているわけですね。ですから、要するに、そうすると人事の体制についても、そういうものも全然踏まえない中でやってきたのかというようなことも懸念されるわけです。

ですから、それらを踏まえて、どうしても必要であればしようがないけれども、今の説明ですと必要性を感じないんですね。だから、本当に必要なのかどうか、その辺を私は確認をしたいということで質問させていただきました。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） それでは、職員の採用の件ですので、総務課のほうでご答弁をさせていただきます。

まず、現有の体制でございますが、課長のほうからも説明があったとおり、コロナ禍ではございますが、住民健診等延期をしておりましたものを、年度末を迎えて今、感染症対策を講じながらやっている状況でございます。

ワクチン接種事業につきましては、議員ご指摘のように昨年から続いているわけですが、ただ、国のほうから実施に係る詳細な指示というのは現時点でもまだ届いていない、そういう状況の中で、ワクチンの感染防止については、ワクチン接種が有効な対策であるということで、国のほうもこれは最重要事項として実施していくということで、最近その方針

が示されたところでございます。

当町としても、接種体制を構築して全庁体制で臨むところではございますが、やはり従前の事業も、これは町民の健康を守るために健康診断、そういう相談にも並行して応じております。

その中で、手探りの状態ではありますが、ワクチン接種事業を効率的に進めるために、今、医療関係職、各自治体が確保に奔走をしております。当町といたしましても、現有の保健師等を活用しながらではございますが、先ほど説明したとおり、全町民にワクチン接種を行うということになりますと、膨大なマンパワーが必要となります。

そういうことで、取りあえず今回は準備体制が確定するまで、漏れがないように職員を確保したいということで予算計上させていただきましたので、何分にもご理解を賜りたいと存じます。

新年度予算等で体制がはっきり見えまして、職員のほうで対応ができるということであれば、執行の段階において検討させていただきますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） この後、臨時会の後にもろもろ説明があるようでございますけれども、1点だけ。

町民へのワクチンの有効性、安全性、接種までの手順などの情報を、どう分かりやすく発信されるお考えであるか、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） 今、川島富士子議員が申し上げましたとおり、町民への接種でありますけれども、これは本当に大変な事業になってくると思います。

国からの情報、有効性、安全性などの情報を基に、町民に対して分かりやすく丁寧な説明をしながら、接種について接種率を向上させていくように、町民の皆様に分かりやすく丁寧な説明をしたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 1点ほど質問させていただきます。

9ページの委託料なんですが、接種委託料のところですか。これは個別接種ということにな

るかと思いますが、このところの接種する人というのは、これはあくまでもドクターが接種するということになるのか、どうなのかというのをちょっと確認させていただきたい。

それと、その下の接種会場委託料のところなんです、この会場についてはどこを予定して、パーティション13台ということでの金額は分かるんですが、どこを予定しているのか。広いところじゃないとというようなことをちょっと心配されるもので、教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） 今、山崎議員のご質問なんです、委託料の新型コロナウイルスワクチン接種委託料でございますが、こちらのほうはまず、今やっぱり報道されております医療従事者、こちらのほうが2月下旬から予定されております。

その医療従事者の方と、この予算計上をする時点では、先ほど財政課長のほうも申し上げましたとおり、高齢者の一部が3月下旬に始まる予定で計上させていただきましたので、その医療従事者と高齢者分の接種委託料でございます。

次に、新型コロナウイルスワクチンの接種会場でございますが、こちらについては町の公共施設である文化会館、町体育館、あるいはプラム等を現在では集団接種の会場として検討をしております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 課長、私ちょっと聞きたいのは、この65歳以上の人が打つときに、接種するときには、これ、医師でないとできないのかどうなのかというのをちょっと確認したかったんです。

なもので、そこをちょっとお聞きしたいということと、それとその会場なんです、今、3つ言われましたが、この3つのところを会場にするのであれば、パーティション13台はともじゃないけれども、足りないんじゃないかなというふうに思いますが。

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） 医師でないと接種できないかということですが、必ず問診等については医師の立会いの下、接種については看護師等でも接種ができるということは、ほかの予防接種と同じでございます。

あと、集団接種の会場ですが、今申し上げましたとおり3会場同時にできるというふうなことでは現時点では考えてはいないんですが、これは委託する民間の医療機関等々、規模だ



とか、そういう規模にも応じますけれども、現時点では3会場というような形ではないんですが、そういう候補の中で集団接種の会場を選定したいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） はい、分かりました。

ちょっと最後の確認なんですけど、そうしますと3会場同時に接種するということはないということでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） 今現在の検討の中では、3会場を同時にというのはちょっと難しいかなと考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まず、先ほど山崎議員がご質問をいただいた最初のところの中で、まず、この新型コロナウイルスワクチン接種委託料については、これは集団接種の部分です。

というのは、個別接種ですかという話はあったんですけども、これは集団接種に、両方になりますので、それで、まだその集団接種をやってくださる医療機関というのが、今の段階でまだ決定はしていないんですね。話は進めておりますので、多分その医療機関が受諾をしていただけるものと思っております。

その話は進めておりますけれども、そういう状況の中で、その医療機関が何日間、何人の医師、看護師の体制が整ってできるかという部分については、まだ確定がされていない状況にありますので、今後しっかりそれを、契約がまだなされていない部分を、しっかり契約してからのこととなりますので、ひとつご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**◎閉会の宣告**

○議長（鈴木克征君） 以上で本臨時会に付議された案件を議了しました。

これにて本日の会議を閉じます。

令和3年2月横芝光町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前10時39分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 鈴木 克 征

議 員 川 島 富士子

議 員 印 東 彦 治